



1 計画の概要 (第1章)	2 計画の位置づけ	3 本計画の期間と進捗管理	4 計画の推進体制
---------------	-----------	---------------	-----------

1 計画策定趣旨

- ・前計画で掲げた「三方よし」の理念と基本方針「“うきうき”“わくわく”するデジタル社会」の実現を目指す方針を継承する。
- ・これまでの課題に加え、「生成AI」などの急速な技術進展や社会情勢の変化に柔軟に対応する。
- ・単なるデジタル活用にとどまらず、社会変革をもたらす実効性のある計画として、DXをさらに推し進めるために策定するもの。

2 計画の位置づけ

- ・総合計画に掲げるまちづくりの将来像の実現に向け、総合計画や各個別行政計画との整合性を図りつつ、総合計画の各政策分野のDX・デジタル活用方針を示す個別計画（任意）として位置付ける。
- ・あわせて、北上市官民データ活用推進計画（努力義務）、北上市自治体DX全体方針（任意）、北上市システム整備計画（必須）として位置づける。

3 本計画の期間と進捗管理

＜計画期間＞
令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

- ・最上位計画である北上市総合計画との整合を図るため、5年間とする。
- ・社会情勢等に対応するため、毎年度見直す「北上市総合計画アクションプラン」に基づき推進する。
- ・事業の具体化は、予算編成と連動させ柔軟性と計画性を確保し、毎年度、評価・検証・見直しを行う。

4 計画の推進体制

- ・「情報戦略本部」で計画の推進。
- ・「情報戦略委員会」で各種情報化施策の進捗管理。
- ・「北上市CSIRT」で情報セキュリティ対策やインシデント対応。
- ・特定の施策を推進にあたっては「特定施策専門部会」を設置。
- ・都市プロモーション課情報政策推進室が庶務を執り行う。

2.計画の構成 (第2章～第7章 社会動向、現状課題、基本目標・基本施策、DX推進の重点指針)

